

山鹿市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月4日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第28号

山鹿市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成27年山鹿市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ」を「1回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。